

令和7年第7回教育委員会（定例会）議事録

日時：令和7年5月7日（水）午前9時00分

場所：香南市役所6階604・605会議室

出席委員：三木守教育長、百田久範委員、中元啓恵委員、亀川孝志委員

欠席委員：森本美穂委員

事務局：坂本教育次長、小松(昌)学校教育課長、猪原こども課長、山崎生涯学習課長、
小松(泰)教育研究所長、田渕学校教育課長補佐、杉村学校教育課主査、
高崎学校教育課主査（記録）

議題

議事

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 教育長職務代理者の指名について |
| 日程第3 | 議案第34号 香南市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例及び香南市使用料条例の一部を改正する条例案に係る意見聴取について |
| 日程第4 | 議案第35号 香南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案に係る意見聴取について |
| 日程第5 | 議案第36号 香南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案に係る意見聴取について |
| 日程第6 | 議案第37号 香南市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見聴取について |
| 日程第7 | 議案第38号 就学援助の認定について |
| 日程第8 | 議案第39号 香南市図書館協議会委員の補欠に伴う委員委嘱について |
| 日程第9 | 議案第40号 香南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について |
| 日程第10 | 議案第41号 香南市立小中学校における学校運営協議会委員の委嘱について |
| 日程第11 | 議案第42号 香南市幼稚園・保育所・認定こども園における評議員の委嘱について |
| 日程第12 | 議案第43号 香南市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則について |
| 日程第13 | 議案第44号 香南市総合子育て支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について |
| 日程第14 | 議案第45号 香南市満3歳以上子どもに係る給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示について |
| 日程第15 | 議案第46号 香南市立小学校及び中学校に勤務する県費負担教職員旧姓使用取扱要綱の一部を改正する告示について |
| 日程第16 | 議案第47号 香南市旧森田家住宅保存活用計画策定委員会設置要綱を制定する告示について |
| 日程第17 | 議案第48号 香南市旧森田家住宅保存活用計画策定委員会委員の委嘱について |
| 日程第18 | 議案第49号 香南市実費徴収に係る不足給付事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について |
| 日程第19 | 報告第1号 第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について |
| 日程第20 | 教育長の報告 |

開会午前9時00分

○教育長

それでは、ただいまから令和7年度第7回香南市教育委員会定例会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

あらかじめご送付いたしました議案書の議題の他に追加議案もございますが、よろしくお願いします。

日程第1「議事録署名委員の指名について」は、亀川委員よろしくお願いします。

○亀川委員

はい。

○教育長

では、日程第2「教育長職務代理者の指名について」です。事務局より説明します。

○次長

教育長の職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に基づき、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときのために、教育長があらかじめその職務を行うものを指名するものでございます。

なお、任期は法律で定めはございませんので、教育長または委員の改選があるときまでが任期となります。

今回、4月29日付で百田委員が教育委員に再任されましたので、教育長職務代理者について教育長から指名を行うものです。

○教育長

それでは、職務代理者は引き続きという形になりますけども、改めて百田委員の方をお願いをしたいと思います。

よろしくお願いします。一言、ご挨拶よろしいですか。

○百田委員

職務代理者ということで、しっかり努めて参りたいと思っております。

先ほど市長より、4年間の辞令をいただきました。

精一杯今まで皆様方から受けたことに関しまして、しっかりと恩返しをできるように、4年間努めて参りたいと思います。

職務代理者としたしましては、教育長が健康に気をつけられて、私の出番がないようにしていただければ一番幸いに思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○教育長

そのように心がけたいと思っております。

それでは議題に移ります。

本日の議題は16件あります。報告が1件です。よろしくお願いします。なお、詳細の説明については、各議案ごとに審議の際に、各課担当の課長より説明を行います。

初めに、議案第34号から37号は、香南市議会6月議会に提出予定の議案について意見聴取を行うものであるため、また、議案第38号は、個人情報を含む議案であるため、非公開（秘密会）とすべきと考えますが、よろしいでしょうか。

（全員異議なし）

○教育長

それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、議案第34号から38号までを非公開とします。

日程第3	議案第34号	香南市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例及び香南市使用料条例の一部を改正する条例案に係る意見聴取について審議・承認（非公開）
日程第4	報告第35号	香南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条

		例の一部を改正する条例案に係る意見聴取について審議・承認 (非公開)
日程第 5	報告第 36 号	香南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案に係る意見聴取について審議・承認 (非公開)
日程第 6	議案第 37 号	香南市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見聴取について審議・承認 (非公開)

※議案第 34 号から 37 号 (香南市議会 6 月議会に提出予定の議案) については、議会開会前のため非公開で開催しましたが、議事録については議会開会に伴い公開。

○教育長

では、日程第 3 議案第 34 号「香南市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例及び香南市使用料条例の一部を改正する条例案に関する意見聴取について」、生涯学習課長より説明をお願いします。

○生涯学習課長

議案第 34 号「香南市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例及び香南市使用料条例の一部を改正する条例案に係る意見聴取について」、令和 7 年 6 月香南市議会定例会に提出予定の別紙の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求める。

提案理由と、1 ページと 2 ページをご覧ください。それと、新旧対照表 1 ページをご覧ください。

提案理由です。

岸本体育館の施設の老朽化に伴い使用を廃止するため、香南市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例及び香南市使用料条例から岸本体育館を削除するものになります。

新旧対照表の方にも、第 2 条のところがございまして、旧のところに岸本体育館、岸本 79 番地 1 の部分が削られております。

理由としまして 2 点ございます。施設の軒が一斉に落ちました。これに対して、投資をするか教育委員会の中でも協議をさしてもらいましたが、ここに対する投資は一度止めますということも上がっております。

それと、水道の問題もありまして、漏水のため水道を止めるというお話があり、体育館が利用できる状況ではないというふうに判断いたしました。

団体も 2 団体が利用をしておりました。1 団体はバレーボールの団体、2 団体はこうなんスポーツクラブ。この 2 団体が利用しておりましたけれども、3 月の段階で場所の変更という形をお願いして、そちらで活動していただいております。

以上です。

○教育長

生涯学習課長からの説明が終わりましたが、本件についてのご意見、ご質問はありませんか。

○亀川委員

その 2 団体利用していたところが別へ行ったというところで、そこで活動日が削減されたとか、そういうふうなマイナスになっている部分がないかどうか。

○生涯学習課長

こうなんスポーツクラブの場合は、事業的、教室的に利用していたという形になりますので、公民館施設等、別の空きのところに移転をしたという形になっていますので、あまり影響はございませんでした。

バレーの団体も、まだ作り上げて、これから練習をするっていうような段階だったので、その団体は現状として、香我美中学校の体育館、または香我美中学校の 2 棟目の体育館がございまして。そちらの方を使うような話をしたんですけども、現実には活動が止まっております、今は活動されていないのが現状です。利用日と利用時間は、こちらに移転という形で調整させていただいてるので、その時間は今のところ空いております。

以上です。

○教育長

他にございませんか。

○百田委員

老朽化のため使えなくするのはいいと思いますけど、その後、公共施設の中でも、使わずにそのままにしている施設が多々あると思います。

今後、どのようにする予定か教えてください。

○生涯学習課長

岸本小学校の跡地全体として、それともう1つ、岸本集会所もございます。こちらについて、令和12年に取り壊しの方向で話を進めております。国の補助金が絡んでおりまして、取り壊しの要件に50年以上経ってからという話がありましたので、こちらも含めた形で今後取り壊しの日程、また取壊しにかかる経費も相当かかりますので、これは財政当局と話をしながら、どのように活用するかも含めて、検討している状況になっています。

個別で、この施設だけということはなかなかお答えしにくいんですけども、今こういう状況になっています。

また検討させていただきたいと思います。

○教育長

他にはございませんか。

特に反対等のご意見がないようですので、議案第34号につきまして、承認するということがよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

○教育長

議案第34号につきましては承認されました。

次に、日程第4 議案第35号「香南市家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案に係る意見聴取について」、こども課長より説明をお願いします。

○こども課長

議案書の3ページになります。

議案第35号「香南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案に係る意見聴取について」、令和7年6月香南市議会定例会に提出予定の別紙の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求める。

提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、連携施設に関する経過措置を5年延長し、経過措置の期限をこの条例の施行日から起算して15年を経過する日とすること及び、保育内容支援及び代替保育に係る連携施設に関する規定の見直しを行う改正をするものです。

新旧対照表の4ページをお願いいたします。

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の第6条の改定が行われまして、新たに保育内容支援に係る連携施設についての定めが加わり、代替保育に係る連携施設について見直しが行われましたので、香南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の第7条保育所等との連携について、それぞれ該当する箇所の改正を行うものです。

まず第1項第1号では、第2項におきまして、保育内容支援について定めることから、「支援を行う」の「を行う」を、「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改めます。

5ページをお願いいたします。

第3号の下線部分の第4項第1号は、第4項と第5項が新設されることに伴い、現行の第4項と5項がそれぞれ繰り下げとなることから、改正後の第6項第1号に改めるものです。

第2項と第3項につきましては、国の改定に合わせて改めるものです。

6ページをお願いします。

新設されます第4項と第5項につきましては、現行の第2項及び第3項の見直しが行われたことによる改正です。

現行の第4項及び第5項は、繰り下げにより第6項、第7項となります。

7ページをお願いいたします。

附則の第3条、連携施設に関する経過措置の下線部分の10年は、連携施設経過措置が5年間延長されたことから、15年に改正を行うものです。

施行期日は公布の日からです。

説明は以上です。

○教育長

説明が終わりました。本件について、ご意見ご質問はありませんか。

○亀川委員

本市で家庭的保育事業の改正によって、具体的にどのような影響が出るのかを教えてくださいと思います。

○こども課長

家庭的保育事業というのは、0から2歳児を見ている小規模の施設になります。施設数でいうと、5施設になるかと思います。この条例自体が、3歳以降、どこかの園の方へ移らなければいけない、その連携のことについて定めをしているものになります。それが、事前に連携施設を定めている場合とそうでない場合があります。

香南市においては、上岡にあります「えみの保育園」は、隣の「のいち幼稚学園」と同系列ですので、そちらに通っている2歳までのこどもさんは、優先的に「のいち幼稚学園」へ行くということになりますが、その他の施設については、連携施設がありませんので特段定めているものではありません。

現在も市の中で、3歳以降どちらかに転園ができるということですので、この要綱が変わる前もそうですし、変わった後も何ら施設において、不自由が出るということにはならないです。

○亀川委員

わかりました。

○教育長

他、ございませんか。

他、特にご意見等なければ、議案第35号について承認するというところでよろしいですか。

(全員異議なし)

○教育長

議案第35号については承認されました。

次に、日程第5 議案第36号「香南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案に係る意見聴取について」、こども課長より説明をお願いします。

○こども課長

議案書は6ページからになります。

議案第36号「香南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案に係る意見聴取について」、令和7年6月香南市議会定例会に提出予定の別紙の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求める。

提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、連携施設に関する経過措置を5年間延長し、経過措置の期限をこの条例の施行日から起算して15年を経過する日とすること及び、保育内容支援及び代替保育に係る連携施設に関する規定の見直しを行う改正をするものです。

新旧対照表により補足説明をさせていただきます。

本日差し替えの新旧対照表をご覧ください。

第8条のあっせん、調整及び要請に対する協力の第2項中にあります、下線部「第43条第4項第1号」及び第38条中にあります「第43条第3項第1号」は、議案第35号での改正と同じように、連携施設について保育内容支援と代替保育について見直しが行われましたので、第43条の特定教育・保育施設等との連携の改正を行うことから、該当となる項を改正後の項に改める

ものです。

同じく、第 38 条の赤字で示してありますところは、小規模保育事業 A 型、B 型、C 型について引用されています条例の条がそれぞれ異なることから、A 型については第 28 条、B 型については第 31 条、C 型については第 33 条に改正を行うものです。

元の新旧対照表の 9 ページをお願いいたします。

次に、第 43 条の特定教育・保育施設等との連携につきましては、1 行目にあります 5 項が、第 2 項、第 3 項を新設することから、現行の第 2 項以降が 2 項ずつ繰り下がるため、該当する項が第 7 項までとなり、第 1 号の改正は保育内容支援について明記をし、第 3 号は対象となる項の変更になります。

10 ページにかけて、第 2 項と第 3 項が新設となります。11 ページにかけても、現行の第 2 項と第 3 項第 1 号については、国の基準の改正に合わせて改めるものです。11 ページの附則第 5 条の連携施設に関する経過措置につきましては、連携施設の経過措置が 5 年間延長されたことから、15 年に改正を行うものです。

施行期日は公布の日からです。

説明は以上です。

○教育長

説明が終わりましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

特にご意見等なければ、議案第 36 号について承認するということでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

○教育長

議案第 36 号については承認されました。

次に、日程第 6 議案第 37 号「香南市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見聴取について」、こども課長より説明をお願いします。

○こども課長

議案書は 10 ページからになります。

議案第 37 号「香南市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案に係る意見聴取について」、令和 7 年 6 月香南市議会定例会に提出予定の別紙の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求める。

提案理由は、子ども・子育て支援法の一部が改正され、法第 13 条の第 2 項、第 3 項が削られたことに伴い、条例第 2 条中にある「法第 13 条第 1 項」を「法第 13 条」に改正をするものです。

補足説明を新旧対照表により行います。12 ページをお願いいたします。

第 2 条の過料の第 1 項第 1 号にあります下線部分「法第 13 条第 1 項」は、法の改正によりまして、第 2 項及び第 3 項が削られたことにより、項の表記がなくなったことから、「法第 13 条」に改めるものです。

施行期日は公布の日からです。

説明は以上です。

○教育長

先ほどの説明について、ご意見ご質問ございませんか。

特にご意見等がなければ、議案第 37 号について承認するということでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

○教育長

議案第 37 号については承認されました。

日程第 7 議案第 38 号 就学援助の認定について審議・採択（非公開）

○教育長

では、以上で非公開とする議題が終わりますので、公開に戻したいと思います。
引き続いてよろしいですか。

(全員異議なし)

(秘密会を解く)

○教育長

では、日程第 8 議案第 39 号「香南市図書館協議会委員の補欠に伴う委員委嘱について」を議題とします。

生涯学習課長より説明をお願いします。

○生涯学習課長

はい。13 ページをお願いいたします。

議案第 39 号、香南市図書館協議会委員の補欠に伴う委員委嘱について、香南市図書館協議会委員の委嘱について承認を求める。

提案理由です。

香南市図書館の設置及び管理に関する条例第 5 条第 4 項に基づき、別紙の者に香南市図書館協議会委員を委嘱するものです。任期は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までとする。

ページ数 14 ページをご覧ください。

今、委員が全体で 10 人います。10 人の方のうち 1 名の方が一身上の都合ということで、岡本二三子さんより辞任の申し出がございました。

この方は、かがみ図書クラブの代表ということでこの方に今まで委員として委嘱させていただいていたんですけど、この代表が土居りえさんになりました、というご連絡もあり、今回推薦により、令和 7 年 4 月 1 日からということにさせていただきたいと考えてます。

本来ならば、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の 2 年が任期となりますけれども、途中からという形になりますので、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までということで、お願いしたいと考えております。

説明は以上です。

○教育長

説明が終わりました。

本件についてのご意見、ご質問ございませんか。

なければ、議案第 39 号について、委員の委嘱について承認ということでご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

議案第 39 号につきまして承認されました。

次に日程第 9 議案第 40 号「香南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」を議題とします。

学校教育課長より説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第 40 号「香南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」、香南市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について承認を求めます。

提案理由は、香南市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第 4 条に基づき、別紙の者に香南市いじめ問題対策連絡協議会委員を委嘱するものです。

任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の間です。16 ページの方に協議会委員の名簿がございます。

以上です。

○教育長

ただいまの説明についてご意見、ご質問はございませんか。

いじめ問題対策連絡協議会は、重大事案等がなくても招集するものですよね。

○学校教育課長

はい。

○教育長

確認ですが、名簿を見てもらったら分かるように、県の人権教育課の課長が委員に入ってます。これ僕が人権教育課にいたときにも、課長に依頼が来る市町村と課長には依頼をしない市町村とがあって、圧倒的にほとんどの市町村が県の課長には依頼はしません。そうしないと、ものすごい数の会に出ていかないと行けなくなるので。

それで香南市に来たときに、課長の依頼になっていて、これについては他もそうなんですけど、全部所長とか支局長とかいった方々が代表の名前になってるんですけども、実際にはその代表の方からどなたかをご推薦していただいて、この方という方で推薦していただいた方を委員にするっていうやり方にした記憶があります。

ただ、その中で代表でありつつも、小さな場所であったりすると、いろんな業務としても担当もしているからっていうので、直接代表の方がおいでる場合もありました。

この中央児童相談所は代表者。

○学校教育課長

そうですね。

先ほども教育長からありましたように、中央児童相談所であれば所長さん宛に、南国警察署なら南国警察署長さん宛に、どなたかやっていただく方を推薦していただいて、その方になってくださいということで、中央児童相談所は地域支援部長さんの方が、南国警察署は生活安全課長さんの方が所長に変わって出ていただけると。

県の人権教育課の課長さんの方は例年委員として来ていただいていた、それは「私も行きたいと思います」ということで了承していただいて、来ていただいているということです。

前回も課長さんに来ていただいて、また三木教育長さんとの繋がりもあるというようなこともあるかと思いますけれども、現在、会議の日程調整していますが、都合がつかないときは代理の方が来ていただければということで、お話ししております。

委員には承諾していただいて来てもらっています。

○教育長

分かりました。

○百田委員

代理出席は OK ということですか。

○教育長

代理出席 OK でした。

僕が県の人権教育課にいたときも課長が行けなくて、代理出席で行った覚えがあります。

○百田委員

中学校の校長会の会長は、所要の場合は副という形で代理出席でもいいという。

○教育長

はい。

校長会の代表なので、教頭が行くのではなく、校長会から別の方がっていうことになります。内容的にはほとんどが意見交換会のようなものがメインの会になるので、必ずしも絶対出てきてくださいではなくてももちろん欠席もありですけども、代理を立てることができれば代理の方に来ていただくという形で進めています。

○百田委員

はい、分かりました。

○教育長

では、議案第 40 号について、先ほどの説明で特にご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

では、第 40 号については承認されました。

次に日程第 10 議案第 41 号「香南市立小中学校における学校運営協議会委員の委嘱について」を議題とします。

学校教育課長より説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第 41 号、香南市立小中学校における学校運営協議会委員の委嘱について承認を求めるものです。

提案理由は、香南市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 6 条の規定に基づき、学校運営協議会委員を委嘱するものです。

任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の間です。議案書の 18 ページから 26 ページまであります。

○次長

すいません、1 つ訂正をお願いします。

22 ページですけれども、佐古小学校の委員さんの中で 7 番の松尾さんが民生委員児童委員で入っていただいておりますけれども、備考のところ「学識経験者」となってますが、ここが「地域代表」に訂正をお願いいたします。

○教育長

これって「学識経験者」をのけて「地域代表」だけを残すでいいですか。

例えば、その横の夜須小・中は「学識経験者」と「地域代表」という考え方になってたりするんですが、吉川小学校も村神先生は「学識経験者」と「地域代表」になっていますがこれでいいのかな。

○次長

松尾さんについては、民生委員児童委員なので、下の安藤さん、公文さんと同じように「地域代表」ということで学校の方から訂正とのことですよ。

○教育長

P T A は入れ替わりがあるっていうのは分かるんですけども、必ずしも P T A でない方でも新規の方が所々見えますけども、これについてはこうしてあがってきてるのは、学校長がこの方をお願いしたいっていうことで、新規でお願いをしてあがってきてる名簿という確認ですよ。

○学校教育課長

そうです。

○中元委員

すいません、もう 1 つ修正をお願いしたいです。

24 ページの 8 番、吉川小学校のうなお学校ではなく、教室だったと思います。ここも修正をお願いします。

○教育長

はい、よろしいでしょうか。

では、議案第 41 号について承認ということでよろしいですか。

(全員異議なし)

○教育長

議案第 41 号については承認されました。

次に日程第 11 議案第 42 号「香南市立幼稚園・保育所・認定こども園における評議員の委嘱について」を議題とします。

こども課長より説明をお願いします。

○こども課長

議案第 42 号「香南市立幼稚園・保育所・認定こども園における評議員の委嘱について」、香南市立幼稚園・保育所・認定こども園における評議員の委嘱について承認を求める。

提案理由は、香南市幼稚園管理運営規則第 12 条及び香南市立保育所管理運営規則第 12 条並びに香南市立認定こども園管理運営規則第 5 条の規定に基づき評議員を委嘱するものです。

任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 1 日までの間です。

次のページ、28 ページをお願いいたします。

香我美幼稚園の学校評議員になります。

人数につきましては、令和 6 年度と変更はございません。2 番目の新規に入られています松本ひとみさんにつきましては、所属が香我美町ではありませんけれども、現在赤岡民生児童委員協議会の方で主任児童委員をされておられまして、香我美町の保育所、幼稚園の方の運営にも携わってくださっている方ですので、この方をぜひ入れたいということで新たに入っています。

4 番目の波多野さんにつきましては、PTAでの変更になっています。

次のページの野市幼稚園につきましては、新たになっている方は校長先生が交代になったことと、6 番目の野川さんがPTAとして変更になったものです。

30 ページの野市保育所につきましては、1 番 2 番の小学校、幼稚園につきましては、職員の異動による変更です。

7 番目のPTAの武政さんについても変更によるものです。

31 ページの佐古保育所につきましても、4 番、5 番目のPTAの方が変更になっています。

32 ページの香我美おれんじ保育所は先程の香我美幼稚園と同じく、2 番目の松本ひとみさんが新たに民生児童委員さんとして入られています。

4 番、5 番のPTAの方につきましては、新たに新年度になって交代になっています。

33 ページの赤岡保育所についてです。

新たに入られているのが、PTAの 5 番目の保護者の方と、6 番目の赤岡小学校のPTA会長、7 番目の前赤岡中学校のPTA会長、8 番目に元野市中学校長の志磨村さんが入られています。赤岡につきましては、令和 6 年度が 7 人、令和 7 年度が 1 人増えて 8 人になっています。構成につきましては、主任児童委員が 2 人と民生児童委員が 1 人でしたけれど、今年度は主任児童委員を 2 名としまして、教育関係者ということで 8 番目の方が入っています。

それと保護者代表につきましても、6 年度は 2 名でしたけれど、今年度は 1 名となっております。それと、保育所と小学校等の連携のことは行っていくにあたり、新たに小学校のPTAの会長、中学校との連携ということもあり、昨年度から保育所のあり方等について地域の方からのご意見をたくさんいただいているところですので、前赤岡中学校のPTAの会長が入っております。

34 ページをお願いします。

吉川みどり保育所です。

こちらは 6 番目の保護者会と 7 番目の小学校の校長先生が変更になっております。

次、35 ページの野市東こども園です。

保育所と幼稚園が一緒になりましたので、全員が新規ということになります。1 番目と 2 番目の方については、保育所と幼稚園でも委員をしてくださっていましたので、実質は再任になります。4 番目のPTAの方につきましても、昨年度幼稚園の方で保護者会として入ってくださっていましたので再任になります。6 番目の小学校の校長先生も再任になります。新規になっているのは、3 番目の保護者会代表の上田さんと 5 番目の保護者会代表の中野さんになっています。

36 ページをお願いします。

夜須こども園です。

夜須こども園は校長先生の異動による変更で、7 番目の幾井先生に変更になっています。

変更になっているところは以上になります。

○教育長

説明が終わりました。

先ほどの説明についてご意見、ご質問ございませんか。

今回、松本ひとみ先生がこれほどいくつもというのは、今後あくまでも属人的な話。何かの事情で松本先生が引かれるときに、また別の方が、こういった形で複数に入っていくということではなくて。

○こども課長

ではないです。

松本さんがもし退任されるとなったときに、赤岡の民生児童委員さんが香我美町に入るかどうかというのは決まったものではないですので、教育長が言われたように松本さんのこれまでの功績とか活躍等々からお願いをしたという形です。

○教育長

はい。

他、ご意見ご質問ありませんか。よろしいですか。

な ければ、議案第 42 号について承認するということでご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

では、議案第 42 号について承認されました。

次に、日程第 12 議案第 43 号「香南市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

生涯学習課より説明をお願いします。

○生涯学習課長

37 ページ、38 ページをお願いします。

議案第 43 号「香南市社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則について」、香南市社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則を提出する。

提案理由です。

「警報等の一部を改正する法律」及び「警報等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行に伴い、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑に改めるもの。

廃止といいますか一本化という形になります。開いていただいて、施行日なんですけれども令和 7 年 6 月 1 日から施行するというふうに記載させていただいたのが、この法律の改正が 6 月 1 日というようになっておりますので、同日というふうに定めさせていただきました。

説明は以上でございます。

○教育長

説明終わりました。

本件についてのご意見、ご質問ありませんか。

なければ、議案第 43 号について承認するということでご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

では、議案第 43 号について承認されました。

次に、日程第 13 議案第 44 号「香南市総合子育て支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」議題とします。

こども課より説明をお願いします。

○こども課長

議案書 39 ページです。

議案第 44 号「香南市総合子育て支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、香南市総合子育て支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を提出する。

改正理由は、新たな予防接種が始まったことに伴い、病後児保育施設利用申請書の改正を行うものです。

新旧対照表の方で説明をさせていただきます。

14 ページ、15 ページです。

ご説明の前に一部訂正をお願いいたします。

15 ページの表の上の方に、様式第 1 号（第 6 条関係）と書いてありますが、これは関係のない条になりますので、この文字を削除お願いいたします。

それでは補足説明をいたします。

病後児保育を利用する際に、様式第 4 号香南市病後児保育施設利用申請書を提出していただいているところですが、令和 6 年 4 月 1 日より五種混合ワクチンの定期接種が実施されておりますので、申請書の裏面が 15 ページになりますけれど、こちらの方にあります予防接種の欄に五種混

合を追加するものです。

施行期日は公布の日からですが、旧様式の申請書を持っており、その様式により提出されることも考えられますことから、附則の第2項に経過措置としまして、当分の間、所要の修正を加えて使用できることとしております。

説明は以上です。

○教育長

ただいまの説明について、何かご質問ございませんか。

なければ、議案第44号について承認するということでご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

議案第44号については承認されました。

次に日程第14 議案第45号「香南市満3歳以上子どもに係る給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を議題とします。

こども課より説明をお願いします。

○こども課長

議案第45号「香南市満3歳以上子どもに係る給食費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」、香南市満3歳以上子どもに係る給食費補助金交付要綱の一部を次のように改正する告示を提出する。

提案理由は、子どものための教育・保育給付にかかる公定価格（内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額）の改定により（令和7年4月1日から適用）、副食費徴収免除加算額（副食費の徴収が免除される子どもの単価に加算される額）が改定されたことにより、補助額を改正するものです。

新旧対照表により補足説明をいたします。

16ページをお願いいたします。

満3歳以上の子どもについて、給食費の補助額を1人につき、月4,800円としておりますが、国の改定価格が一人につき本年4月より月4,900円に変更となりました。

補助額につきましては、国が示す副食費徴収免除加算の額と同額にしておりますので、今回の改正にあたり、金額を標記するのではなく、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等第1条第28号の2に定める副食費徴収免除加算の額に標記を改めるものです。

合わせまして、様式第2号、17ページからになりますが、香南市満3歳以上子どもに係る給食費補助金補助対象者一覧の補助額に記載をしております（上限月額4,800円）と、次のページの様式第4号、香南市満3歳以上子どもに係る給食費補助金交付申請書の申請額の月ごとに表示をしてあります（上限月額4,800円）をそれぞれ削除いたします。

議案の方にあります附則ですが、この告示は公表の日から施行し、この告示による改正後の香南市満3歳以上子どもに係る給食費補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用するとしております。

説明は以上です。

○教育長

先ほどの説明についてご意見、ご質問ございませんか。

なければ、議案第45号につきまして、承認するといったことでご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

では、議案第45号について承認されました。

次に日程第15 議案第46号「香南市立小学校及び中学校に勤務する県費負担教職員旧姓使用取扱要綱の一部を改正する告示について」、学校教育課より説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第 46 号「香南市立小学校及び中学校に勤務する県費負担教職員旧姓使用取扱要綱の一部を改正する告示について」を提出します。

提案理由は、これまで指導要録及び進学・就職に関する文書等については「香南市立小学校及び中学校に勤務する県費負担教職員旧姓使用取扱要綱」において、旧姓を使用することができないものとしていました。

しかし、職員の同一性の確認が容易にできることや、その用途として特別な法律関係を生じるなど他に与える影響が大きいものではないことから、今回、高知県立学校教職員旧姓使用取扱要綱の一部が改正されたことに伴い、香南市も改正するものです。

新旧対照表は 19 ページからになります。

香南市立小学校及び中学校に勤務する県費負担教職員旧姓使用取扱要綱の別表第 1、1 の項の欄中に、旧の方は「健康診断に関する表簿」とありまして、その下に新の方は「進学・就職に関する文書（調査書等）等」というのを定めています。

続いて 20 ページは、旧の「損害賠償等審査会関係書類」の下に新の方は「指導要録」というのが新たに入っています。

続いて 21 ページ、別表第 2 中の 1 の方を削りまして、2 の項を 1 の項として、3 の項から 5 の項までを 1 項ずつ繰り上げるという形になっています。

附則としまして、この告示は公表の日から施行するとなっています。

以上でございます。

○教育長

ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。

○亀川委員

現在旧姓を使用している県費教職員の方々は把握されている中で、おいでますでしょうか。

○学校教育課長

すいません。

今手持ちで、分かるものがございません。また確認してお伝えしたいと思います。

○亀川委員

はい。

○教育長

このことについては、ご意見等ございませんか。

では、議案第 46 号について、ご異議ございませんか。

（全員異議なし）

○教育長

では、議案第 46 号については承認されました。

90 分近くなりましたので、一旦ここで休憩を挟みたいと思います。

後ろの時計で 35 分から再開ということをお願いします。

では休憩にします。

（休憩）

○教育長

では、時間になりましたので再開したいと思います。

日程第 16 議案第 47 号「香南市旧森田家住宅保存活用計画策定委員会設置要綱を制定する告示について」を議題とします。

生涯学習課より説明をお願いします。

○生涯学習課長

すいません。

議案 47 と 48 とまとめて説明させていただきます。

○教育長

はい。

○生涯学習課長

差し替えの資料の方で、45 ページをお願いいたします。

差し替えの訂正の内容は誤字的なものがあるのと、事前にお渡しした書類の登録有形文化財の「(建造物)」というところが必要ないということが総務課から連絡がありましたので、この分をのけた形で、あと「香南市」を前付けさせていただきました。

それでは、説明をさせていただきます。

議案第 47 号「香南市旧森田家住宅保存活用計画策定委員会設置要綱を制定する告示について」、香南市旧森田家住宅保存活用計画策定委員会設置要綱を制定する告示を提出する。

提案理由については、訂正がございます。

「(建造物)」をのけていただくということになりました。登録有形文化財の中に、一部建造物があるという形なので、括弧書きは必要ないということになりました。

提案理由です。

登録有形文化財である旧森田家住宅の適切な保存と活用方法を示し、後世に伝えていくための基本的な計画である登録有形文化財旧森田家住宅保存活用計画策定にあたって、建造物及び精神療法に関する専門家から広範な意見を聴取するため、登録有形文化財旧森田家住宅保存活用計画策定委員会を設置するものです。

開いていただいて 46 ページ、47 ページをお願いいたします。

設置要綱ですが、設置の目的を記載しております。

第 1 条について、登録有形文化財である旧森田家住宅の適切な保存と活用方法を示し、後世に伝えていくための基本的な計画である「登録有形文化財旧森田家住宅保存活用計画」（以下「保存活用計画」という。）の策定に当たって、建造物及び精神療法「森田療法」の生みの親である森田正馬に関する専門家から広範な意見を聴取するため、香南市旧森田家住宅保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置するということで、第 2 条には、所掌事務としてどういう事業を行うか、どういうことを検討するかということを記載しております。

(1) が保存活用計画の策定に関する事項、(2) が前号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項を記載しております。

第 3 条からは組織の内容を記載しております。第 3 条 委員会は、有識者等のうちから教育委員会が委嘱する委員をもって構成するということで、委員会には委員長と副委員長を置くということを示しております。

その他、任期としましては第 4 条、保存活用計画の計画自体が 1 年間と定められておりますので、委嘱の日から令和 8 年 3 月 31 日までとしました。

2 には、委員が欠けた場合と言う形を示しております。

第 5 条が会議を記載しております。

次、47 ページになります。

第 6 条に庶務という形で生涯学習課に置くというふうに記載しております。

第 7 条にオブザーバーの招聘について記載させていただきました。

これは委員長の方からどういう専門的な知見が欲しいとか、具体的にお示しいただいた内容に対して、今のところですね、専門的な知見という話になりますと、大学の先生方または庁舎内の福祉事務所関係とか、健康対策課、これは森田正馬先生の医療的感覚の中で意見をいただきたいという話が今も上がってくるとお伺いしますので、そういう方を招聘したいと考えております。

第 8 条はその他の項目を記載しております。

それと訂正がありまして、この告示は本日付で施行するということで記載させていただきました。それと、前回の訂正する前は経過措置という形で記載させていただいたのを、招集の特例という形に訂正し、この告示の施行の日以後最初に招集される委員会の会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、教育長が招集するものとする、第 1 回目は誰が集めるかというお話がありますので、ここに招集の特例を記載しております。

まとめて説明で構いませんか。

次のページ、48 ページをお願いいたします。

議案第 48 号、訂正をお願いいたします。

「登録有形文化財(建造物)」を削除しまして、「香南市」を入れます。

「香南市旧森田家住宅保存活用計画策定委員会委員の委嘱について」、同じく「登録有形文化財（建造物）」をのけて「香南市」を追加し、「香南市旧森田家住宅保存活用計画策定委員会委員の委嘱について」承認を求める。

提案理由です。

登録有形文化財、これも訂正で「（建造物）」をのけていただいて、旧森田家住宅保存活用計画策定委員会の設置に伴い、設置要綱第3条の規定に基づき、別紙の者に登録有形文化財香南市旧森田家住宅保存活用計画策定委員会委員を委嘱するものです。

任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

それとすいません、設置要綱第3条のところも「登録有形文化財（建造物）」をのけていただいて、「香南市」に訂正をお願いいたします。

旧森田家住宅保存活用計画策定委員会委員を指名させていただきました。

委員は5名を決めさせていただいております。

設置目的にも記載させていただきましたが、専門的な知見をいただくという形になりましたので、1番には森田正馬生家保存会の代表として池本耕三さん。

あと、香南市教育支援センター森田村塾の塾長、岡西博文さん。

3番目が地元兎田地区代表として小松多恵さん。

4番に高知大学医学部寄付講座、児童青年期精神医学の特任教授の高橋秀俊さん。

5番に香南市文化財保護審議員の溝渕博彦さんを記載させていただきました。

説明は以上になります。

○教育長

議案第47号と連動する具体的な名簿ということで、第48号が続けて説明がありましたが、これらのことについてのご意見、ご質問ございませんか。

○生涯学習課長

すいません。

なぜ、保存活用計画を定めないといけないかということを最初にお話してなかったもので、追加で説明させていただきます。

国の補助事業があります。この補助事業の中で、今後、旧森田家住宅を改装するにあたって、どういうふうに活用するかということが定められます。その内容や使用方法によって、各部屋の改修経費の2分の1が補助金として当たるとということが補助金の要綱に定められておりますので、今回具体的にどういうふうに使うか、明確な内容を示した書類を作らなければなりません。この中には保存活用計画ということで、「保存するための資料」と「活用するための資料」の2種類ございます。「保存するための資料」につきましては、5番の溝渕博彦さんをお願いして、どういうふうにこれから末代まで残していくかということで、例えば部屋ごとのほうがどうか、それをどういうふうに耐震補強を、今後どうしていくかと言う話は、建物的構造は溝渕先生にと。

もう1つ私たちが作らなければならないのが「活用するための計画」になります。活用計画については、いろんな人からいただきながらということで、今回策定をします。

これが定まらないと補助の対象にならないので、どうしても設置委員会が必要だということで、今回教育委員会に諮るという形をとらせていただきました。

補足でした。

以上です。

○教育長

では質問ありませんか。

○百田委員

森田正馬（しょうま）と正馬（まさたけ）の使い分けは、どういうときにどう使うか教えていただけたらと思います。

○生涯学習課長

正式には正馬（まさたけ）になります。

ただ、この森田正馬生家保存会の方々は、愛称的なもので私たち香南市とか野市町の者は正馬（しょうま）先生というふうに、ずっと子どものころからそう言っているので、保存会とかそういう名前はその団体の読み方になります。

議会上でも、議員の方から正馬（しょうま）先生というふうに出てくることもありまして、私は愛称で読ませていただきますと最初に言って、正馬（しょうま）先生というふうに呼ばせていただいています。

正式には正馬（まさたけ）が正解になります。

ですから、書類上には全部正馬（まさたけ）という言葉が出てきます。

以上です。

○教育長

文字で書いたときには違いはないですね。

○生涯学習課長

同じです。

文字で書いたときは括弧書きで、読み仮名をふるときには正式な名前として。高知県の副読本も正馬先生と漢字で書いて（まさたけ）というふうに括弧して入れています。

○教育長

保存会の名前が正馬（しょうま）という名前での保存会名になっているので、さっき使い分けがあった。

○生涯学習課長

はい。

○教育長

他にご質問等ございませんか。

なければ、説明がありましたように議案第 47 号と議案第 48 号、続けてになりますけども、これらについて承認するということでご異議ございませんか。

（全員異議なし）

○教育長

議案第 47 号と議案第 48 号は承認されました。

続いて、日程第 18 議案第 49 号「香南市実費徴収に係る不足給付事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」、こども課より説明をお願いします。

○こども課長

本日お配りさせていただいております、議案書の括弧追加と書かれている資料の方をお願いいたします。

めくっていただいての 1 ページ目になります。

議案第 49 号「香南市実費徴収に係る不足給付事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」、香南市実費徴収に係る不足給付事業費補助金交付要綱を次のように改正する告示を提出する。

提案理由は、補助対象者および補助額を「子ども・子育て支援交付金交付要綱」により定められた基準に改めるものです。

めくっていただきまして、新旧対照表の方で説明いたします。

生活保護法による被保護世帯等、低所得で生計が困難である場合、各施設の事業者が実費徴収を行うことができるとされております給食費と教材費・行事費等の一部について補助を行う交付要綱になります。

国の基準額は、令和 6 年度より教材費・行事費等につきまして、2,500 円から 2,700 円に改訂がされております。めくっていただいて、新旧対照表の 2 ページ目になりますが、給食費につきましては、令和 7 年、実際には令和 5 年 7 月に 4,700 円、令和 6 年に 4,800 円、令和 7 年からは 4,900 円に改訂が行われていることから、第 4 条の第 1 号と第 2 号の額をそれぞれ改め、第 1 号の一文、引用となります基準の増える分の名称を改めております。

附則としましては、施行期日の公表の日からとしまして、第 1 号に、附則の第 2 項におきまして、教材と行事費等につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から適用するとしております。

第 2 項の方の給食費につきましては、本来でしたら令和 5 年度から改正が行われておりますので、それに遡るべきではありますけれども、これまで令和 5 年度、6 年度と該当する保護者がおりませんでしたので、令和 7 年 4 月 1 日から適用ということにしております。

説明は以上です。

○教育長

ただいまの説明についてご意見ご質問等ございませんか。

心配したのはさっきの最後の説明のところでしたけれども、実質的には対象者がといたないということ。

特に、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

では、議案第 49 号について承認ということでご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

では、第 49 号について承認されました。

○学校教育課長

すみません。議案の訂正をお願いしたいのですけれども。日程第 10 の議案第 41 号の「学校運営協議会の委員の委嘱について」承認いただきましたが、議案書の 20 ページ、野市小学校の運営協議会の中に事務局である野市小学校の校長、教頭が入っていますので、ここは削除をしていただきたい。事務局として入っているということでここに入れてくれてるんだと思います。同じように、26 ページの野市中学校の方も、校長、教頭が委員としてここに入ってますのでこれは事務局として参加しているという捉えで書いていますので、ここも削除をお願いしたいと思います。訂正でした。

○教育長

はい。

委嘱の対象ではないということですね。

○学校教育課長

はい。

○教育長

では、議題に戻ります。報告第 1 号「第 3 期子ども・子育て支援事業計画の策定について」説明をお願いします。

○こども課長

こども課より説明をさせていただきます。

事前に郵送でお届けをさせていただいております、第 3 期子ども・子育て支援事業計画が、昨年度、子ども・子育て会議におきまして委員さんに協議・検討を行っていただきまして、策定ができましたので報告をさせていただきます。

本日、お配りをしておりますのは、データを事務所内のプリンタから印刷したものですので、冊子自体は現在、印刷業者に発注をしているところです。

また、正式な印刷物ができたら、委員の皆様にお配りをさせていただきたいと思います。

この計画の期間は、本年度から令和 11 年度までの 5 年間で、このデータにつきましては、市のホームページの方にも掲載しております。

概要版と本計画と両方お届けをさせていただいています。

概要版も計画もそうですが、第 2 期と大きく変わった内容ではございません。

国の方から計画の中に、指標についてというか視点については、協議をすべきことが示されておりまして、それぞれのことについて記載をしているところです。本計画の方については、アンケートを事前にとっております。アンケート結果も載せておりますが、このアンケートの中身につきましても、国の方から指定をされているアンケートの項目について調査をして掲載をしている形になっております。

全体的には、こども課だけではなく、子育ての支援を行っております福祉事務所、健康対策課、学校教育課についてのそれぞれの施策のことについて、今現在どういう取り組みになっているのかということを示しております。

それと、保育の量と見込みということも示しております。内容もすごく多くなっておりますので、またお時間があるときに見ていただけたらと思っております。

簡単にはなりますが、報告は以上になります。

○教育長

報告ですが、何かご質問等ありませんか。

よろしいですか。

では、議題としては以上になります。

次に、日程第20「教育長の方からの報告」ということですが、自分の方としては、今ちょっと特段ないのですが、今週末に四国4県の教育長会があります。それから来週、全国の教育長会が川越の方であります。そこでまたいろいろ勉強してくることがあると思いますので、それらの内容のことについては、次に報告をさせていただきたいと思っております。

あと、課長の方から何か報告等ありませんか？

○学校教育課長

私の方からは学校の水泳指導における安全管理についてです。

まず2種類ありますが、この厚い方ですね。皆様ご存じのとおり、県教育委員会の方から「小学校の水泳指導における安全管理指針」というものが4月30日に出了ました。

これは、令和6年7月に県内の小学校の水泳授業中に発生した4年生の児童の死亡事故の重大性を踏まえて、今後同じ事故を2度と発生させないために、水泳授業におけるさらなる安全管理を徹底することを目的に、この指針を高知県教育委員会が出しました。

その指針をもとに、1番上にあるのが概要となります。今後の流れとしましては、県教育委員会からはこの指針をもとに、研修会を5月12日と19日に開催します。その後、研修会の受講者の者は、校内教職員へ周知と校内研修を、これをもとに行います。この安全管理指針や校内研修をもとに水泳授業の実施という流れになります。そして、安全管理指針の概要について、香南市の方も、さらに具体的な捉えとして、もう1枚の方ですが、県の指針を踏まえて、香南市のこの概要の方を見ていただいて、香南市もさらに安全、安心な水泳授業を進めるために5月に示したいと考えています。

1枚目を見ていただいたら、主な目的、考え方は示しているとおります。主なポイントは、県の指針の概要そのままとなっています。その横に県の指針をもとに、具体的な捉えとして、適切な水位とその工夫については、水泳授業を行う学年の身長が1番低い児童生徒に合わせて水位を調整する。児童生徒がプールのどの位置にいたとしても、両肩が水面から出ている状態にする。浮遊物や水質の悪化に配慮し、適宜、オーバーフローや水の新規補給を行うといった具体的な捉えを示したものが、香南市教育委員会が示したものととなります。

主なポイントをもとにこういうものを作成し、さらに1枚めくっていただきますと、記録シートやチェックリストといったものを香南市版で作成しています。こちら活用して安全、安心な水泳授業の実施を行うように、校長会等で示して、校内研修を行い、校内研修のもと、この指針をもとに授業していくわけですが、県の指針プラス香南市の指針も活用してもらって、より安全な水泳授業を進めるようにということを考えております。

以上でございます。

○教育長

はい。この件について

○亀川委員

構いませんか？

県の方は、あくまで小学校。香南市、本市の方は、中学校も準ずる。

そのところで、何か意図したところがあるのかなというところの説明があれば、していただけたら。もしかしたら、中学校も準ずることによって、何か混乱が起きる心配はないのか、というところがちょっと。例えば2名の監視、1名以上ですか。監視者。これを大きな中学校で、男女が別でやっているところができるかどうか。確保できるかどうか。

それから実際に、身長の1番低い生徒の肩までですか。それをやった時にどれぐらいの水深に中学校になるのか。その辺のところ、中学校も準ずるとすれば、可能性が出てくると思います。そこはどう考えますか。

○学校教育課長

1つ目の授業者と監視員1名以上ということは、昨年度もプールを行う際に、小中学校全てでこの授業者と監視者1名以上に、最低2名以上の対応をお願いしますということで、昨年度も実施していますので、今年も同様でできると思います。

もう1つあったのが、この適切な水位の工夫ということで、これも両肩が出ているというようなことは、中学校の方でも水位を下げなくてはいけない状況が出てくる可能性があります。今回、ことの重大さを考えたならば、中学校の方でもこれは対応していただくべきだろうというような協議の末、協力をお願いしているところです。

1番懸念されるところは、水位を下げるということに関してです。またそれに対して、プールフロアというものがあまして、それも、要求が出ている学校もあり、今、1つの小学校、佐古小で管理しているのですけれども、今年度は水位を下ろすことでしか対応が間に合わないこともあります。けれども、次年度なんとか、間に合うようにということで、予算の方も補正であげていけるように、今、検討しているところです。

それについても、各学校にどれぐらい必要なのか、調査等もしながら、ということを考えています。

以上です。

○亀川委員

中学校も準ずるのは香南市だけなのか、ある程度、近隣の市町村も同じような動きがあるのか、その辺はどうなのでしょう？

○学校教育課長

そうですね、近隣の市町村も準ずる形で、香美市さんも、そのような形でというのは聞いています。

○亀川委員

はい。分かりました。

○教育長

これはつまり、その底板というか、下に沈めるもの。それを、例えば第1コースだけは全部バードとあったら、背の低い子は第1コースでさせる。それで対応しようという話ですよ。ただ今年は、この板の購入が間に合わないの、水位を下げるしかないけれども、来年からはそういった対応。

○学校教育課長

はい。その数にしても、25m全部と言ったら、相当予算もかかりますし、横にするという形もありますし、間に置いていく方法もあります。中学校では、そこを目標に泳いで、そこで立てるというような、25mの間に4つ、5つ置いて、立てる場所を置くというようなことも1つの方法であるということです。発達段階によって使い方も違うだろうし、あとは予算との関係もありますし、そこは調査をしながら、どれぐらいの数をどこに置くかというようなことは、また検討していけないといけないということです。

○亀川委員

原則として中学校も準ずるぐらいにしておいた方がいいかもしれないですね。ちょっと弾力的に運用できるような形で。

○学校教育課長

ありがとうございます。まだこれは示していませんので、そこをご意見いただいたことで、書きぶりも考えていきたいと思えます。ご意見ありましたらまた是非。

基本的に、この県の指針には、日本赤十字高知県支部の松井さんなどいろいろ関わってもらって作っていますので、これ以上のものはなかなか市だけでは、専門家もいない中、作ることできないので、基本この県の指針と概要に則って、さらにプラスアルファして付け加えとか、学校現場が分かりやすいようにということで捉えを変えているというような形です。

○亀川委員

原則、中学校も準ずる。

○学校教育課長

はい。そうしたいと思っております。

○教育長

よろしいでしょうか。

他の課から報告等ありませんか。

○こども課長

次長、香南トークのことを報告しますか。

○教育次長

香南トークですが、百田委員さんからお話がありまして、今回、報告しようと思ったのですが、ちょっとまだ、回答も、今、固めているところなので、きちんと各課で回答が固まっていないので、次の来月でも公表できるような形で報告にさせてもらえたらと思っています。

○こども課長

香南トークの詳しい内容の報告が今回なく、次に、ということではございますが、こども課の方で報告ができるところを、少し報告をさせていただきたいと思います。

吉川の方では、赤岡と吉川を一つの保育所にして、古川山の所へ作るのはどうだろうという案を出してくださった方がおられました。それと、赤岡の方については、全体的には、教育行政方針の中から、この人権に関するところが各課の方には含まれていないのではないかとというようなことと、こども課だけのことで言いますと、赤岡保育所の園児数と職員数がどうなっているのかという質問がありました。

それと、香我美町では、Uターンをされて来られた方が、シングルで子育てをされておられる方のようなのですが、今年度から児童クラブでの延長保育を6時半までにしましたら、6時半では到底、納得のいく内容ではないと。高知市内で働いている者にとって、6時半に帰ってくるとするのは難しかったと。他の自治体では20時ぐらいまで、午後8時ぐらいまでやっているようなお話もありましたが、実際には高知県内と言うと、午後8時までやっているという所は、実際はないんです。東京におられた方の方です。都会のお話をされているのかなというような感じでは捉えていました。児童クラブで、実際は迎えに来られないので、習い事へ行かせたりとか、スポーツクラブへ入らせて、そこへ一緒に行っている別の保護者の方をお願いをしたりとかをした、というようなお話をいただいております。

それと、野市では野市東こども園の駐車場のことが出まして、このことについては、元々懸念をするところでもあったのですが、4月1日からこども課の職員も2名ずつ、順番に駐車場の整理に行かせていただきました。入園式の前の4月1日の火曜日から5日の土曜日までは、それほど混雑をしている様子はありませんでしたけれども、入園・進級式が4月4日の金曜日に行われておりますけれども、それ以後の7日の月曜日には、布団の持参をしているっていうこともあって、1から3歳棟と4、5歳棟の間、旧の保育所と旧の幼稚園の間の駐車場が混雑をしまして、交通安全のために毎日小学校の西門に立ってくださっています、主任児童員さんの方から、香南トークでの話があったのですけれど。市長には様子を見てもらっているけれども、教育長と副市長には見てもらっていない。現状をぜひ見てもらいたいということのお話と、保育所のプールを除いたら、車を南に出すことができるというようなご意見もいただきました。この香南トークがあったのが11日の金曜日です。休みを空けまして14日の月曜日に、教育長と副市長も、朝の登園の状況を実際に確認してくださったところです。

私自身はその日、交通安全のパトロールカーに乗る予定の日でしたので、課長補佐の方に現場には行っていました。14日の月曜日は、7日の月曜日ほどの混雑はなかったというように報告では聞いています。実際、市民トークの時にもお答えをさせていただいたのですが、1から3歳棟、旧の保育所の方の駐車場は満車にはなっておりませんので、そちらの方へ停めていただいて、少し歩く必要はありますけれど、そちらを利用してもらいたいということのお願いもさせていただきましたところ。です。

現在は、少し落ち着いてきているのと、保護者の方も初めて通われる方はどんな感じがちょっと分からないっていうところもあるだろうし、子どもを各クラスまで保護者の方が連れて行ってください、という運営方法にしておりますので、ちょっとそういったところで時間がかかっているっていうところもあっての混雑もあったように思います。ご意見いただいた方とは、その後、またお話を直接させていただいたのですけれど、今のところ、それほど大きな混雑ではないのでもう少し様子を見ていきたいです、ということでお話をさせてもらっています。この間、職員が見て思ったことですが、保護者の方が減速をせずに来たりとか、指示機を出さずに駐車場の方に入って来られたり、というような場面が何度かあったということですので、園便りなんかを通じて交通安全のことについては、登校ルート上でもありますので、登園、登校が安全にできるように、園の方からも伝えていきたいというふうに考えております。

行事の方で言いますと、4月25日に、3歳から5歳ですけれど、のいち動物公園の方へ親子遠足に出かけたりもしております。新入園児の延長保育が始まった頃からですが、感染性の胃腸

炎が流行りまして、子供だけではなくて、教員、職員の方も同じように感染をして休むということが、度々出ております。10人以上感染者が出たら、保健所に届けを出さないといけないのですけれど、その届けも何度か出した、というようなことも聞いておりますが、下旬頃には少しずつ落ち着いて、このゴールデンウィークでしっかり落ち着いて元気になって登園をしてきてくれているのではないかなというふうには思っているところです。

感染性胃腸炎は、この東こども園だけではなく、他園の方でも出ておりまして、以前であれば割と寒い時期に流行ることがあったのですけれど、少し暖かくなり始めてから起こるというのは、やはりこの菌が強くなってきたというか、そういったこともあるのかなというふうには素人判断ですけども思っていたりするところです。

それと、赤岡保育所と吉川みどり保育所のことについて報告をさせていただきますと、赤岡保育所の4月1日現在の園児数は、0歳児は0人、1歳児が5人、2歳児が5人、3歳児が9人、4歳児が9人、5歳児13人の合計41人です。昨年度と比べますと42人の減になっております。小学校区ごとの内訳で言いますと、赤岡小学校区が31人、吉川小学校区が4人、香我美小学校区が3人、野市小学校区が3人になっています。

吉川みどり保育所の4月1日現在の園児数は、1歳児が2人、2歳児が5人、3歳児が7人、4歳児が4人、5歳児が11人で、合計29人です。昨年度と比べますと28人の減となっています。クラス編成は1、2歳児と3、4歳児が混合クラスです。小学校区ごとの内訳は、吉川小学校区が18人、赤岡小学校区が3人、野市小学校区が8人になっています。どちらの園も、園児数は昨年度の半分程度にはなっておりますけれど、行事等につきましては昨年度同様に、赤岡保育所と吉川みどり保育所の5歳児の交流とか、あと、小学校との交流、保小合同の避難訓練。あと、親子遠足などは今月までに行われるような予定になっています。

それと児童クラブの延長保育のことについて報告をいたします。4月から延長保育を開始しましたが、公営の児童クラブの方の全体の児童数は350人で、午後6時以降の延長保育の申し込みは66人、18.8%の申し込みになっています。児童クラブごとに見ますと、1番少ないのが赤岡小学校の若杉児童クラブの11.7%。1番多いのが野市東小学校の第1児童クラブの26.6%です。あと、申し込みがなくて午後6時を過ぎた方は20人。午後6時半を超えた方が3人だったと報告を受けております。新年度が始まったばかりですので、様子は引き続き見ていきたいと考えております。

こども課からの報告事項は以上です。

○教育長

今報告のあった、野市東の駐車場の件ですね。こども園の。香南トークの時にそういう話があって、自分も見に行って、話をしたのですけども。結局、保護者が慣れてないということが1つの問題と、それから建物のまだ西の端が駐車場で、ここはかなり台数が置けるんですね。かなり広い。そして、この駐車場から園庭を通るための入り口というか、これが整備されていて、ここに車置いたら、まあ歩く距離は遠いですが、道路の方へ出て来なくても、回って歩いていけるという状態にもなっているわけです。

ただ、朝立ってくださっている方は、そこがそういう風に整備されているということが、分かってなかったということで、だとして、新しくお金をかけるというよりも、その保護者がちゃんとその構造を認知することで、かなりのことは解決するんじゃないのかなと、であれば、かなりのことは親がちゃんと分かれば、慣れてくれば解決するかもね、というような話になりました。ただ、現地を見てやはりまずいかなと思ったのは、どうしても、旧の保育所、幼稚園の間の駐車場に置いた時に、壁があって、小学生が通学する。小学生がああ壁に隠れて、特にその背の低い子が全く見えない。ミラーはあるけれど。あれは何とか回避できるならば、回避しないといけない。要はその壁が格子型のようなものにするとか。ただし、これはお金がかかるので、今現在やれてないですけど。それは何とかした方がいいということは、前々から確認できていて、お金をどうつけるかの話待ちというところです。

○こども課長

追加で報告します。

野市東こども園の職員駐車場のことについてです。近くにある公園、みどり野4丁目の公園に、車を止めさせていただきたいということで、お願いを地域の方にしているということで報告をさせていただいていたと思うのですが、近隣の方からは停めてほしくないというようなお話も

ありまして、新たに停める所を色々探しまして、結果的には、野市中央病院が借りている駐車場があります。野市東防災コミュニティセンターの西になるんですけど、全面を使っていないということでしたので、北の方をお借りするようにしました。その北の方へ停めて、そのまますぐ北の小道へ出て、防災コミュニティセンターの所から渡って、少し遠くはなりますけれど、園の方へ来るということで、約30台程度停めることが可能となりました。4月1日からは無理でしたので、中旬からになっていますけれど、そちらをお借りして停めるようになりました。

また、そこについても、職員の方からもどうだったかとか、色々話も聞いて改善できるのであれば、そこも検討もしていきたいと考えています。今のところ、契約期間は3年になっておりまして、こちらから申し出がなければ自動更新という形にはなっております。

追加での報告です。

○教育長

報告について、他ありませんか。

○生涯学習課長

香南トークの案件では、いくつかあるのですが、今回報告するとしては、夜須の方から1件ございます。

夜須のスポーツ協会の方から、夜須の昔の話だと思います。昔、夜須でバレーの大会とかをする時は、中学校の体育館を貸していただいていたということが、今は貸せられないということになったということで貸してもらいたいと要望的な話がありました。これは合併する以前は、もしかしたら、夜須地域として体育館がないので、町民体育館というものがないので、中学校の体育館を借りて大会とかをしていたと思います。これが合併の時に、ある程度の決まり、学校の解放施設の場合の取り扱いを決めました。その時に、学校について「定期練習はさせます」と。ただし、学校の体育館というのは定期練習用で、試合の対象にはしない、試合では貸さないということの取り決めをしたということになっていて、それはたくさんの人達が学校に入ってくるということで、学校施設が何かあったらいけないということがありまして、練習試合なら3試合、あの、3チームまでの練習試合はOKなのですが、大きな大会というものは開催ができない。大会をする場合は香南市にある社会体育施設、野市の総合体育館と香我美のトレーニングセンターを使ってください、という話で合併の時に定めておりますけれども、この周知ができてないようです。当時です。合併の折にこういう風になっちゃったということが周知できてないようです。ですから、今、だからと言って、夜須で周知できてないから貸すって話ではなくて、こういうことが起きたということで、今、一度ですね、関係者を集めた時の会では、このようないきさつがあるということを報告させていただいて、今に至っているということの報告は、ご質問があった方にはちゃんと回答をしております。

あと、赤岡の時に、市民館と公民館の違いということのご提案ありましたけども、生涯学習課で書いてある市民館というところをちょっと誤解されていたようで、赤岡の市民館というように思われていたようなので、香我美の市民館、香我美の市民館と公民館ということで生涯学習課の管轄という話をしていたのですが、そもそも、赤岡の市民館というのは、臨保館ということで、そういう建てりが違うという話で、質問もされた方がいらっしゃったので、生涯学習課の考え方を伝えたのですが、そもそもちょっと誤解があったということで、赤岡市民館、吉川の児童館とかいうたてりについては、教育長の方から質問に対して回答していただいているのですが、そもそも誤解があった質問があったということになります。香南トークでは、一応こういう形です。

それと、あと2点ございます。5月15日に、人権教育研究協議会の総会がございます。その時に今回、講演者に山本若菜さんという方をお呼びしまして、釜石東中学校の卒業生ということで。題名が「東日本大震災の被災体験から学ぶ、災害と人権」という演題をいただきまして、その内容で講演をしていただくというふうになっております。また委員の皆さんもお時間がありましたら、時間が5月15日の2時半から4時半、サンホールでありますので、もしよろしかったらということになります。

次に、香南市が行っております「香南市の公共施設等の適正配置に関すること」について報告をさせていただきます。ホームページに香南市公共施設等適正配置の計画を策定しましたということで、3月末をもってパブリックコメントをいただいた内容を含めて、作り直した資料を掲載しております。それが概要版という形で、令和7年から18年で第1期。これは全部で32年計画

になります。令和7年から令和38年までの、そのうちの12年間の計画と今後についての記載があります。これが概要版と1期という形で、全体版という形で記載があります。この内容を報告するにあたってですね、この資料を契約管財課からいただいて、この資料をもとに、今、地元説明会を行っています。公共施設、集会所の関係で、昨年度は30施設、団体でいくと、もう50回以上の説明会をしていますけれど、今年は4月24日に夜須の西町を筆頭に、5月10日には吉川の北部、5月25日は夜須の辰ノ口という形で、徐々にまた2回目の集会所についてということで、説明会をさせていただくようになっております。終わったらお配りしたいと思いますが、香南市公共施設等適正配置第1期計画というものが見たら驚きます。というのも、もう香南市がこれから潰れますみたいな資料がどんどん出ます。事前にお渡しした、過去にお渡しした資料よりもすごく悪くなっています。香南市の財政状況が悪くなっているのです、今までは公共施設を例えば統合しましょう、統合して新しいものを作りましょうっていう話もさせてもらっていたのですが、今はそういうことが全くできないような、もうガチガチの香南市の未来が危ない状態の財政状況がどんどん載っております。ですので、このことも含めて説明をさせていただいてということで、香南トークでも企画財政課長の方から、香南市の財政状況についての報告、広報に載っている内容を少し抽出した内容として報告していただいているのですけれど、もう少し細かな数字も載せたものがありまして、それについても少し説明をさせてもらいながら、今後の展開について説明させていただいているのですけれども。第1回目の4月24日、夜須に行った時に、報告をしたら相当、こんなにまでひどい状況かというところで、市長に来てもらって話をしてもらわんといかんとか、企画財政課長が来てもっと細かい話まで聞きたいという話もありました。その時の話として1点、学校の規模適正化の話もあがりました。

この公共施設の中で、集会所はどうするかという話し方で私はしているのですが、この施設の中に学校も入っているんです。公共施設の中に学校が入っていてというところで、私が説明をする前に保護者の方もいらっちゃって、夜須の小学校について、ということで、ちょっとお話をさせていただきたいという話もありました。その中で、いつも言われるのが、野市へ集められると。夜須、赤岡、吉川はいつも野市に集められるという感覚でいますと。だからそういう話をされると抵抗が出ます、という話がありました。私が説明するということは具体的にはできないのですけれど、公共施設の適正配置の話として話をするとしたら、もう今、1個2個の話をしているのではないんですよ。公共施設全体の話をしていく中の学校の話という形になります、ということで前段を置いた中で、学校についても、別に野市に置くって話ではなくて、香南市全体の中での適正配置を考えていますと。どこに置くって話はまだしておりませんということで。なぜ市長が今回の報告で具体的な案が出せなかったとかいうのは、この財政状況を見ていただいたら分かると思います、ということで、具体的な指数は言いません。ただこの数字を見た上で皆様に判断していただきたいということで、市長は、なかなか提案できないというふうにお伝えしたと思います、というふうにもさせていただきました。

保護者の方からはですね、具体的に夜須を残す派と、そうじゃない、新しいところを建てていただいて統合する派と、二派に分かれているという話もいただきました。もうちょっと具体的な話も含めて話をしに来てもらいたいという話を保護者の方からも預かっております。市民の方は具体的な話をもうちょっと知りたいということで、若い方もいらちゃったので、そこでお話できることはさせていただきました。が、なかなかこう、香南市の未来が4年後、5年後には潰れるような数字しか出ていないので、いっぱい意見を若い方からもいただきまして、いろんな施設を統合していただいて、余力ができれば、それを余力の部分として、学校とか教育に投入してもらえないのかと。いろんなことを規模縮小して余ったお金ができれば学校、教育に対してお金を、という話も言われたんですけど、規模縮小してもなかなか維持していけるかどうか分からないという数字が出ていますよということも報告させてもらっています。

ですので、今後も、帰り際にこの契約管財課が作っている資料を皆さんにお渡ししたいと思いますので、また時間がありましたら、この説明も私の方からさせていただきますけれども、もしお時間がよかったら、いろんな地域を回ります。その時にまた、地域の方々と一緒に話を聞いていただけたらいいなと思います。また資料を見ていただいて分からないことがあったらと思います。

報告になります。以上です。

○教育長

それでは、日程については以上となりますので、次回の確認をお願いします。

○教育次長

それでは、次回の教育委員会定例会ですけれども、以前に6月2日か4日で、予定を提案させていただいていたと思うのですけれども、議会の方が、6月5日開会ですので、2日でも4日も大丈夫です。

通常、第1水曜日ということですので、第1水曜日でしたら6月4日になります。構わなければ、6月4日の9時からということでさせていただけたらと思いますけど、構いませんでしょうか

(全員意義なし)

○教育次長

それでは、今回は6月4日水曜日の9時からということで、よろしくお願いいたします。

○教育長

では以上で。はい。

○学校教育課長

先ほど、亀川委員からご質問ありました、県費負担教職員の旧姓使用の今、分かっている範囲で、ということですが、令和6年度、7年度、それぞれ1名、旧姓使用願いが出ている方がいるということです。

○亀川委員

ありがとうございました。

○教育長

では、以上で、本日の議事日程全てを終了します。

お疲れ様でした。

閉会 午前11時43分